

公印省略

3 児 第 1 0 4 8 号
令和 3 年 7 月 3 0 日

各市町村関係課長 殿

福岡県福祉労働部児童家庭課長
(ひとり親家庭支援係)

令和 3 年度福岡県ひとり親世帯等実態調査に係る
推測世帯数調査票の提出について (依頼)

本県のひとり親家庭等福祉施策の円滑な推進について、平素から格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、「ひとり親世帯等実態調査」の基礎調査において、「母子世帯」及び「父子世帯」、「養育者世帯」の推測世帯数を把握する必要があります。

つきましては、下記のとおり御回答いただきますようお願いいたします。

記

1 提出方法

推測世帯数調査票を記入の上、下記の電子メールアドレス宛てに提出ください。

2 提出期限

8 月 1 6 日 (月)

(問い合わせ先)

福岡県福祉労働部児童家庭課 吉野

TEL 092-643-3257

yoshino-t4498@pref.fukuoka.lg.jp

(参考)

抽出する調査対象世帯の例示

○ 母子世帯

- 1 世帯主が配偶者（未届けを含む。以下同じ。）のない女性で、配偶者のない20歳未満の子と同居している世帯。
- 2 世帯主が配偶者のない20歳未満の者で、配偶者のない母と同居している世帯。
- 3 世帯主と次の者が同居している世帯（続柄は全て世帯主との続柄）。
 - ① 配偶者のない子（女性）と配偶者のない20歳未満の子の子
 - ② 配偶者のない姉妹と配偶者のない20歳未満の当該姉妹の子

○ 父子世帯

- 1 世帯主が配偶者のない男性で、配偶者のない20歳未満の子と同居している世帯。
- 2 世帯主が配偶者のない20歳未満の者で、配偶者のない父と同居している世帯。
- 3 世帯主と次の者が同居している世帯（続柄は全て世帯主との続柄）。
 - ① 配偶者のない子（男性）と配偶者のない20歳未満の子の子
 - ② 配偶者のない兄弟と配偶者のない20歳未満の当該兄弟の子

○ 養育者世帯

- 1 世帯主と配偶者のない20歳未満の孫（子の子）が同居している場合で、かつ世帯主の子が同居していない場合。
- 2 世帯主と配偶者のない20歳未満の甥・姪（兄弟姉妹の子）が同居している場合で、世帯主の兄弟姉妹が同居していない場合。
- 3 養護施設等児童福祉施設入所児童は対象から外す。

※調査票の作成方法は、令和3年度福岡県ひとり親世帯等実態調査説明会資料3ページ以下のとおり。